

光市光駅拠点整備デザイン会議設置要綱
(設置)

第1条 光駅拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、光駅周辺地区拠点整備基本構想に掲げる整備の基本的な方向性の一つ「人でつくる～未来につなぐ 一人ひとりが主役の連携空間づくり～」の理念を踏まえて、多様な主体の協働・連携を推進し、また、専門的な見地からの助言等を得ることにより、もって本市にふさわしい玄関づくりを実現するため、光駅拠点整備デザイン会議（以下「デザイン会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 デザイン会議の任務は、基本計画の策定に関し、意見及び提言を述べ、又は助言を行うこととする。

(組織)

第3条 デザイン会議は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 関係団体又は関係事業者を代表する者
 - (2) 日常的に光駅を利用する者
 - (3) 公募により選出された者
 - (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により市長が委嘱した日から基本計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 デザイン会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、デザイン会議の会務を総理し、デザイン会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 デザイン会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときには、関係者に会議への出席を求めることができる。
- 4 会議は、公開するものとする。

(オブザーバー)

第7条 デザイン会議にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは関係行政機関を代表する者とする。
- 3 オブザーバーは会議に出席し、意見等を述べることができる。

(アドバイザーの会議への出席)

第8条 市が別に定めるアドバイザーは会議に出席し、専門的な見地から助言等を述べることができる。

(庶務)

第9条 デザイン会議の庶務は、建設部都市政策課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月26日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。